

募集要項 質問・回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	ア	項目等	質問内容	回答
1	3	第2	6	(2)	オ		配送校の配膳室等の改修業務	改修業務の計画策定にあたり、2022年2月22日に実施された配送校の見学に加え、現地の見学をすることは可能でしょうか。	春休み期間のうち、3月28日・3月29日の2日間は配送校の給食場内に入ることができるよう見学の機会を設定します。詳細は、三木町ホームページを確認してください。
2	3	第2	6	(3)			維持管理業務	配送車両の維持管理について記載がありませんが、本事業の対象範囲外との認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。配送車の維持管理は本事業の対象外です。
3	3	第2	6	(3)			維持管理業務	事業者は配送車両を調達して引き渡すまでが事業範囲と考えれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	第2	9				開業準備期間	※運営は、本事業の対象外とするとありますが、事業者が開業準備期間に維持管理業務のほかに実施すべき特有の業務はないと考えてよろしいでしょうか。	特にありません。
5	5	第3	2		ア		共通事項	「代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)～(コ)までの要件を全て満たすこと。」とありますが、(コ)の項目がありません。(ケ)までが正との理解で良いでしょうか。	ご指摘のとおり、正しくは「(ア)～(ケ)までの要件を全て満たすこと。」となります。
6	5	第3	1	(1)			応募者の構成等	応募者構成の定義は下記の認識でよろしかったでしょうか。 ・「代表企業：構成企業の中から定められた代表で、SPCへの出資比率が最大の者」 ・「構成企業：SPCに出資する企業で、SPCから直接業務を請負う者」 ・「協力企業：SPCに出資しない企業で、SPCから直接業務を請負う者」 各公募書類において、それぞれ定義が異なっていたり、曖昧な部分があるため、明確な定義付けをお願い致します。	募集要項P5に記載のとおり、応募グループは代表企業と構成企業を定め、代表企業は、応募グループのうち、SPCへの最も高い出資割合を負担することが必要です。また、構成企業もSPCへの出資が必要です。代表企業、構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業としてください。代表企業、構成企業以外の者もSPCに出資することは可能であるため、協力企業によるSPCへの出資は任意です。
7	5	第3	1	(1)			応募者の構成等	代表企業と構成企業の別が示されていますが、SPCへの出資有無で構成企業と協力企業を別に区分するのが一般的な企業区分かと存じますが、本事業では代表企業と構成企業の別のみを区分すると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。募集要項P5に記載のとおり、応募グループは、代表企業、構成企業により構成してください。また、代表企業、構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として示してください。
8	5	第3	2				業務実施企業の参加資格要件	支店・営業所名で入札参加資格者名簿に登録している場合、本社名ではなく、支店・営業所名で参加資格申請を行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第3	2				業務実施企業の参加資格要件	本項で「協力企業」の記載がありますが、用語の定義等でも明確化されていないとお見受けしました。SPCへの出資有無で構成企業・協力企業の区分を考えるものと理解してよろしいでしょうか。	No.6、7参照。
10	5	第3	2				厨房機器等の調達・設置業務の参加資格要件	厨房機器等の調達及び設置業務を行う者に関して、参加資格要件はございますでしょうか。また、当該業務を行う者がSPCから直接業務を請ける場合、資格審査に関する書類を提出する必要があると思われませんが、どの様式を使用し提出すればよろしいでしょうか。	前段：厨房機器等の調達及び設置業務を行う者については、参加資格要件は定めていません。 後段：厨房機器等の調達及び設置業務を行う者については様式1-3～1-6の提出は不要ですが、(10)会社概要書～(17)完納証明は提出してください。また、様式1-1、様式1-7～様式1-10については、厨房機器等の調達及び設置業務を行う者が代表企業、構成企業、協力企業のどれに該当するか分かるように記載してください。
11	5	第3	2		ウ	オ	建設業務を行う者	本項で「県内に建設業法上の営業所を有する者」という条件がありますが、事業者選定基準にある「地元雇用、地元企業の参画等の地域経済への貢献」については、県内でなく町内への貢献が評価されると考えてよろしいでしょうか。	加点点項目審査の評価基準の詳細については非公表です。

募集要項 質問・回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	ア	項目等	質問内容	回答
12	9	第4					募集及び選定スケジュール	提案審査に関する書類の提出期限を延ばして頂く事をご検討いただきたいと考えております。第2回質問及び意見・回答より書類の提出期限までの間、最終調整、決定、纏める期間としては短く、また、通常の期間と異なり、暦の関係で稼働日も少ないため。本事業は、複数の企業による事業になりますので、提出期限につきましてご検討いただければ幸いですと考えております。	事業全体のスケジュールに影響するため、原案のとおりとします。
13	9	第4					募集及び選定スケジュール	本事業は、募集要項等の公表(提案上限価格の公表)から提案審査書類の提出期限まで約3か月しかなく、非常にタイトなスケジュールとなっております。より質や精度の高いプランニング、提案、価格算出を行うために、提案書提出期限を1か月程度遅らせることをご検討いただけないでしょうか。	No.12参照。
14	9	第4					募集及び選定スケジュール	香川県についても、コロナウイルス感染拡大がおさまらず、まん延防止等重点措置が継続中であるため、他の都道府県への往来に制限がかけられている状況です。行動制限などがかかる状況下で提案提出に向けて感染防止に十分な配慮を行い、打合せを行う予定ですが、各社との連携が制限されており、可能であれば提出期限を延長頂けないでしょうか。	No.12参照。
15	9	第4					募集及び選定スケジュール	提案書作成のための期間が短く感じられます。より良い提案のため提出期限の後ろ倒しをご検討いただけないでしょうか。	No.12参照。
16	9	第4					募集及び選定スケジュール	資格審査に関する書類の提出期限が4月20日と明記されておりますが、第2回質問・回答の公表日が4月中旬と記載され、明確になっていません。参加申請書類等に関する疑義が生じないように細心の注意を払いたいと存じますが、万一の事態を想定し、第2回質問・回答の公表日は、遅くとも4月11日として頂けないでしょうか。	可能な限り、第2回質問・回答の公表は早めですが、応募者においても資格審査に関する書類の事前準備をお願いします。
17	9	第4					募集及び選定スケジュール	ヒアリングの詳細は後日ということですが、具体的にいつ頃詳細をお知らせいただけるでしょうか。	現時点では6月中旬頃にヒアリングの詳細を通知することを想定しています。
18	9	第4					募集及び選定スケジュール	個別対話は実施しないのでしょうか。発注者と応募者の意思疎通方法として、書面上の質疑回答のみでは不十分であり、両者が直接対話する機会を設けることは、事業をスムーズに進める上で非常に重要であると考えます。	実施する予定はありません。
19	9	第4					募集及び選定スケジュール	香川県全域にわたり、国によるまん延防止等重点措置が適用されている状況を鑑み、柔軟なスケジュール変更を切望します。その影響により、提案に向けたコンソーシアム企業間の協議等がスムーズに実施できないことが想定されます。十分な提案検討期間を確保し、より良い提案を行うためにも、令和4年5月26日に予定されている「提案審査に関する書類の提出期限」について、1ヶ月程度の延伸を是非ともご検討願います。 1ヶ月の延伸が全体のスケジュールから難しいのであれば、提案からヒアリングまでのスケジュールの間の期間で、2週間の延伸をお願いします。	No.12参照。
20	13	第5	4				提案上限価格	税込の上限価格は設定されないとの認識でよろしいでしょうか。 また、下限価格も設定されないとの認識でよろしいでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 前段: お見込みのとおりです。
21	13	第5	4				提案上限価格	提案上限価格は税別のみ記載がありますが、税込の提案上限価格は3,124,000千円でしょうか。	資金調達に係る割賦手数料には消費税がかからないため、税込の提案上限価格は3,124,000千円とはなりません。
22	15	第7	1				立地条件等	給水設備について、貴町にて前面道路まで給水管を延伸するということですが、延伸予定位置の詳細をご教示ください。	追加で資料を公表します。

募集要項 質問・回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	ア)	項目等	質問内容	回答
23	16	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	「実際の支払額は令和6年度の基準額により算定した数字とする」とありますが、一時支払金が想定より減少した場合には、減少に伴って発生した追加費用(割賦金利・金融機関費用等)は、貴町負担で清算頂けると考えてよいでしょうか。	令和6年度の基準額が分かり次第速やかに事業者へ通知しますが、国からの通知の時期によっては、令和5年度の基準額をもって設計及び建設工事等業務のサービスの対価を支払う等、可能な限り一時支払金の変更とならないよう、事業者と協議して決定します。
24	18	第8	3	(3)			事業契約の概要	「事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない」とありますが、契約当事者双方にとって適切な契約内容とするためにも、合理的な理由が認められる場合には、軽微なもの以外の変更にも応じていただくようお願い致します。	事業契約書は募集要項と一体となって公募の条件として公表しているものであり、事業者が決定するまで未定となる部分を除き、公募時に公表している事業契約書をもとに契約を締結することとします。
25	18	第8	4				契約金額	「契約金額は、優先交渉権者の提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする」とありますが、ここでいう提案価格とは「提案審査に関する書類の様式A-3価格提案書及び様式A-4価格提案内訳書に記載された金額」との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	20	第9	1	(1)			資格審査に関する書類	納税証明書その3の3については、原本が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
27	20	第9	1	(1)			資格審査に関する種類	納税証明書その3の3は原本を提出という認識で間違えないでしょうか。	No.26参照。
28	22	第10	1	(3)			本町及び事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由に本事業の継続が困難となった場合とありますが、コロナウイルス等による影響で緊急事態宣言が発令され休校になった場合、どのような補填を想定をされておりますでしょうか。	本事業には運営業務は含まれていないため、設計業務や建設・工事監理業務、維持管理業務には、ご質問のように休校となった場合においても特段の影響は受けないものと考えます。
29	22	第10	2				応募の辞退	応募辞退の場合、期日までに所定の対応を行えば、ペナルティ等は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案) 質問回答
契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	19	4	6	38				所有権保存登記	「本施設の所有権は、施設の引渡し日に町が取得するものとし、所有権保存登記手続きは、事業者が行うものとする。」となっておりますが、事業者は保存登記手続きを行う資格を有しておりませんので、この場合の手続きは、必要書類を貴町へ提出することでよろしいですか。	所有権保存登記手続きは事業者が司法書士等へ委託して実施してください。
2		○	22	5	1	48	2			新学校給食センターの修繕及び更新	「設備及び厨房機器等の予防保全に努め、更新又は改良が必要になった場合は、事業者の責任と費用負担において行うものとする」とありますが、要求水準書では大規模修繕の定義について、「設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう」とあるため、「更新(機器の入替)」は事業者の業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	設備に関しては、機器、配管、配線の全面的ではない更新は大規模修繕に含まれないため、事業範囲に含まれます。
3		○	31	8		65	4	(1)		契約解除による違約金	別紙4サービスの対価の支払方法の中の「ア施設費」のうち、「確認申請等の手続に要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」は対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	37			73	3	(1)		不可抗力の追加費用	別紙4サービスの対価の支払方法の中の「ア施設費」のうち、「確認申請等の手続に要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」は対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	40	13		81				著作権の利用等	本条において事業者が許諾する成果物に、事業者選定のために提出した提案書類が含まれないことを確認させてください。	お見込みのとおりですが、募集要項P12(4)著作権にも記載のとおり、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
6		○								基準金利の見直し	実施方針質問・回答No.30では「※一定周期で基準金利の見直しを予定する。」とありますが、具体的な周期をご教示くださいとの質問に対し「事業契約書(案)で提示します。」との回答がありましたが、本事業契約書(案)のどの部分が該当するかご教示願います。	基準期間の見直しは実施しないこととします。

事業契約書(案) 質問回答
契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
1	1							用語の定義	募集要項等の定義に、令和4年2月14日に公表された実施方針に対する質疑回答が含まれるべきと存じますので、追加頂けるでしょうか。	質問回答についても追記するように修正します。
2	2							モニタリング及びペナルティの考え方	図1に「改善完了予定日後、6ヶ月間改善されない場合、契約解除に至る」とありますが、この場合、第65条の内容が適用されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2							モニタリング及びペナルティの考え方	ペナルティの対象として、「施設の全部又は一部が利用できない場合」「要求サービス水準が達成されていない場合」が規定されていますが、具体例をお示しください。例えば、要求サービス水準未達といつても、重大な事象、そうでない事象等、様々なケースが考えられるため、具体例をお示しいただき、全ての事象に対して一律のペナルティを課すのではなく、それぞれの事象に応じた適切なペナルティの設定をお願い致します。	モニタリングによるペナルティは、例えば、維持管理業務の水準が要求水準に達せず、町による給食提供に支障が生じるような施設の状態となっている場合や衛生管理が十分にできない状態になっている場合等にペナルティを課すことを想定しています。
4	3							建設工事保険	建設工事保険に(火災、地震等)の記載がありますが、これは通常の建設工事保険で足りるものであるという理解で良いでしょうか。地震危険保障特約を付保することを求められる場合、物件対象価格の全てを補償できる保険会社はないものと思慮致します。	お見込みのとおりです。その他に付保する保険については事業者の提案によるものとします。
5	4	1						サービスの対価の構成	「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」には、施設整備期間における事業者の利益も含まれることを確認させてください。	「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」には、事業者の利益を含めて構いません。
6	4							施設費にかかる消費税の支払	施設費に係る消費税分の一時支払の時期について、新学校給食センター分は令和6年7月、改修工事分は令和7年4月と理解しましたが相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	4							支払スケジュール	新学校給食センターの割賦支払分は、令和6年10月から令和21年10月までの全61回支払。改修工事の割賦支払分は、令和7年7月から令和21年10月までの全58回支払で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	5	1						設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	着工時期(令和5年5月)が明記されておりますが、当該月に着工することが義務であり、当該月以前以後に着工する提案は認められないでしょうか。算出式では「工事着工日の属する月または令和5年5月の早い方の月の建築費指数」とあり、提案可能と推察致しました。	工事の着工時期は、令和5年5月に限らず、事業者の提案により設計・建設期間の中で前後しても構いません。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	本編		3	第1	3	(2)	ウ				維持管理業務	「※ 事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。」との記載がありますが、事業者には施設への常駐人員の配置は求められていないとお見受け致しました。相違ないでしょうか。	維持管理業務では、事業者の新学校給食センターへの常駐は必須ではありません。
2	本編		6	第1	6	(1)	ア	(オ)			給排水	汚水について「令和4年度に本町にて汚水管の延伸を行う」とありますが、延伸される位置の詳細をご教示ください。	汚水管の延伸に係る追加資料を公表します。
3	本編		6	第1	6	(1)	ア	(オ)			給排水	「本町にて汚水管の延伸を行う」とありますが、詳細な延伸位置及び深さなどの決定はいつ頃になるでしょうか。	汚水管の延伸の位置及び深さの決定は、当該工事の竣工予定である令和4年中を予定しています。
4	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	事業予定地において、土壌汚染対策法に関する調査の有無をご教示いただけませんか。調査を実施済み場合は、調査結果をご提供いただけませんか。調査を実施されていない場合は、貴町にて今後実施予定と考えてよろしいでしょうか。	町では土壌汚染対策法に関する調査は実施していないため、必要に応じて事業者にて実施してください。
5	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	事業予定地周辺に擁壁が整備されていますが、事前調査(安定計算や宅地造成等規制法における手続き実施の確認)は実施済みと考えてよろしいでしょうか。調査を実施されていない場合は、事業範囲外であるため、今後貴町にて実施予定と考えてよろしいでしょうか。	町では擁壁に係る調査は実施していないため、必要に応じて事業者にて実施してください。
6	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	事業予定地の現状確認のため、周辺の擁壁・水槽の図面をご提供いただけませんか。	水槽等に係る追加資料を公表します。
7	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	事業予定地の現状確認のため、水槽の用途をご教示いただけませんか。	事業予定地内の南側には水槽がありますが、現在は使用されていません。事業者の提案により、香川県広域水道企業団と協議の上、撤去することも可能とします。
8	本編		7	第1	6	(3)					配送校	配送校の地質・地盤状況確認のため、既存資料(調査報告書・既存小学校構造図等)をご提供いただけませんか。	配送校の地質・地盤調査は実施していません。また町が保有する資料は以下のとおりです。閲覧を希望する場合は、募集要項P101に記載の担当窓口に事前連絡のうえ、来庁して閲覧してください。なお、写真を撮影することは差し支えありません。 ・平成15年度三木町立白山小学校校舎大規模改造工事 ・平成17年度三木町立白山小学校校舎大規模改造工事 ・三木町立氷上小学校校舎改築工事 ・三木町立田中小学校校舎改築工事 ・三木町立田中小学校給食場改築工事 ・三木町立平井小学校校舎改築第三期工事 ・平成23年度田中・白山小学校教室および三木町内小学校給食場空調設備設置工事
9	本編		7	第1	6	(3)					配送校	配送校の現状確認のため、耐震診断・耐震改修を実施している場合は図面・報告書をご提供いただけませんか。	資料については、閲覧に供しておりますので、閲覧にて確認してください。
10	本編		8	第1	6	(4)					本町側の管理職員数	管理職員の人数の記載はありますが、調理員様の想定人数をご教授ください。	現時点で想定している調理員の人数はありませんので、提供食数を勘案の上、事業者にて想定してください。
11	本編		8	第1	6	(5)				c	献立作成・食材調達	揚げパン、ツナサンドを本施設で調理した場合、ごはん缶に配缶して配送し、各配送校でパン缶に移し替えるという理解でよろしいでしょうか。	揚げパンは、給食センターで、ごはん缶とフライパット(揚げ物用食缶)に数読みして配送します。各配送校で移し替えは行いません。調理場で調理するツナサンドは、バイキング給食の時に提供するので、一度に全ての配送校に配送することは想定していません。
12	本編		8	第1	6	(5)				d	献立作成・食材調達	個人用の配食容器は、何種類で計画すればよいですか。1人あたり、副食3品分ですか。	前段:4種類としてください。 後段:主食(ごはん)を含めて4品分です。令和4年2月14日公表の要求水準書(案)の質問回答No.8参照。
13	本編		8	第1	6	(5)				e	献立作成・食材調達	アレルギー対応食調理は、アレルギー22品目の全除去調理もしくは全除去した代替食調理という理解でよいですか	お見込みのとおりです。
14	本編		9	第2	1	(1)					業務の対象範囲	配送校4校の設計業務するにあたり、既設の電気、空調、給排水の図面開示をお願いします。	No.8参照。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
15	本編		9	第2	1	(1)			e		業務の対象範囲	4小学校の改修及び増築工事について、設計業務や申請業務に必要な竣工図(建築・電気・機械・構造)、確認済証、検査済証などどの程度保存されていますか、また借用できますか。	前段: No.8参照。確認済証・検査済証についても、保存されているものについては、閲覧に供しておりますので、閲覧にて確認してください。 後段: 貸与はできません。No.8参照。
16	本編		11	第2	1	(4)					基本設計及び実施設計に係る書類の提出	解体設計における成果品は既存図を元に作成するものとし、既存建築物の復元図作成は解体設計の成果に含まれていないものと考えてよろしいでしょうか。	解体を行う田中小学校、白山小学校の配置図、平面図のCADデータは町で保有しているので活用してください。また、実施方針質問回答No.4に記載のとおり、CADデータの配布を希望する場合は募集要項P10に記載の担当窓口にお問い合わせください。CADデータに含まれる図面で不足する場合は、必要に応じて、事業者において既存建築物をもとに復元してください。
17	本編		17	第2	3	(4)	ア	(7)	a		照明器具・電灯・コンセント設備	「停電時でも電力が使用できる重要負荷」とありますが、貴町が想定される設備機器はどのようなものがありますか。	災害時には炊出しを実施することを想定していることから、それに必要な最低限の電力として事務室等の照明や給水設備等が利用できることとし、設計段階で事業者と協議して決定します。
18	本編		18	第2	3	(4)	ア	(ウ)	d		情報通信設備	新学校給食センターと学校がICTを活用し、連携して食育を実施できること」とありますが、全ての学校に同時配信することを想定されていますか。	お見込みのとおりです。
19	本編		18	第2			ア	(ウ)	d		電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備	動画配信に関して、動画を受信する各配送校側でのITインフラ等の整備は必要ないのでしょうか。	配送校にて整備する情報インフラについては、インターネット回線として光回線(ベストエフォート1Gbps)を整備しており、校内については既存校舎内全エリアを無線LANでカバーしております。配送校のうち、田中小学校のランチルーム兼多目的教室については、ITインフラ(有線及び無線LAN)を必ず設けてください。(なお、ITインフラを整備の際は、既存設備の仕様とあわせてください。)(APIはバッファロー-WAPM-2133R)
20	本編		18	第2	3	(4)	ア	(ウ)	f		電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備	「事務系ネットワークについては、株式会社 STNet が提供する ST-WAN サービスの閉域網を用いて整備しなければならない」とありますが、必要な費用について開示頂けないでしょうか。	VPNでの接続を行うことを想定しておりますが、詳細については、株式会社 STNet にお問い合わせください。
21	本編		24	第2	3	(6)	ウ		c		災害時の対応	防災用食糧備蓄庫は、別棟とするととなっておりますが、本施設内に設ける提案をすることは可能でしょうか。	防災用食糧備蓄庫は、新学校給食センター内に整備する方が効率的・効果的な場合は、新学校給食センター内に整備しても構いません。
22	本編		24	第2	4	(1)	ア				調理室(煮炊き調理室、和え物室、揚物・焼物・蒸し物室、アレルギー専用食調理室、炊飯室)	各室への出入口において、汚染/非汚染区域間の出入り口は、全て非接触方式の自動ドアと想定して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書P13(ア)、P15 Ekもあわせて参照ください。
23	本編		25	第2	4	(1)	ア		h		調理室(煮炊き調理室、和え物室、揚物・焼物・蒸し物室、アレルギー専用食調理室、炊飯室)	野菜を加熱するコーナー(和え物室近くの調理室の一角)との記載ですが、煮炊き調理室の一角という理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
24	本編		25	第2	4	(1)	イ		b		特別調理室	特別給食の献立は、資料10「バイキング給食の献立例」の各料理区分から1品を調理するという理解でよろしいでしょうか。	資料10の【当日の給食より】と記載しているものは、当日の全体の献立調理からバイキング給食分をとりおきます。それ以外の料理は、特別調理室で調理、果物カット等をした後、バイキング給食用に盛り付けます。
25	本編		25	第2	4	(1)	イ		b		特別調理室	特別給食の配送方法は、資料16の使用食缶に配缶し、コンテナに収納して配送することによいですか。	バイキング給食用の皿(消耗品で対応)やトレー等に盛りつけてコンテナに収納して配送することを想定しています。
26	本編		26	第2	4	(1)	イ		d		特別調理室	特別給食に使用する器具、食器等の専用消毒保管庫を設置することとありますが、食器は特別調理室に保管する想定でしょうか。	バイキング給食では、一人につき、通常使用している食器3種類、トレー1枚、箸1組、スプーン1本を使用予定で、これらは食器の消毒保管庫に保管を想定しています。 特別調理室で使用するバイキング給食等を調理するための器具は、特別調理室の消毒保管庫での保管を想定しています。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
27	本編		26	第2	4	(1)	ウ		f		コンテナ室、器具洗浄室、配送用風除室、デザート仕分け室	デザート仕分け室は冷凍デザートとの記載がありますが、質疑回答No.46では冷凍庫不要と回答がありました。間違いないでしょうか。	冷凍デザートは、自然解凍して食べるゼリー、ケーキ、もち等で、当日納品を想定していますので、冷凍庫は不要です。
28	本編		26	第2	4	(1)	ウ				コンテナ室、器具洗浄室、配送用風除室、デザート仕分け室	各室への出入口において、汚染/非汚染区域間の出入り口は、全て非接触方式の自動ドアと想定して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書P13(ア)、P15 エkもあわせて参照ください。
29	本編		26	第2	4	(1)	エ				荷受室、検収室、下処理室、前処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、米庫、洗米室、冷蔵室・冷凍室	各室への出入口において、汚染/非汚染区域間の出入り口は、全て非接触方式の自動ドアと想定して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書P13(ア)、P15 エkもあわせて参照ください。
30	本編		26	第2	4	(1)	エ		b		荷受室、検収室、下処理室、前処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、米庫、洗米室、冷蔵室・冷凍室	食材別入荷のスケジュールをご教授ください。特に前日に入荷する食材をご教示ください。	以下に前日納品と当日納品の例を示します。 ■前日納品：冷凍食品(冷凍麺以外)、卵、こんにやく、カット野菜以外の青果店で依頼する野菜・果物、冷凍野菜、水煮のレトルト野菜等、かまぼこ(真空パック)、調理用チーズ等 ■当日納品：JA納品の野菜等(アスパラガス、新たまねぎ、なす、オクラ、きゅうり、フロッコリー、菜花、とうもろこし、しいたけ、いちご)、カット野菜、食肉・食肉加工品、豆腐、油揚げ、生おから、魚の切り身(チルド)、デザート、カット果物、冷凍麺、1食用袋麺等
31	本編		27	第2	4	(1)	エ		i		荷受室、検収室、下処理室、前処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、米庫、洗米室、冷蔵室・冷凍室	包あん機を使用した手作り給食は具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。	おからハンバーグ等を想定しています。
32	本編		29	第2	4	(1)	エ		u		荷受室、検収室、下処理室、前処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、米庫、洗米室、冷蔵室・冷凍室	添加物の荷受は、デザート荷受室と兼用でよいですか。	構いません。令和4年2月14日公表の要求水準書(案)の質問回答No.47参照。
33	本編		28	第2	4	(1)	オ				洗浄室・器具洗浄室(検収室用・下処理室用)・残渣処理室・油庫・可燃物庫・不燃物庫・回収用風除室	各室への出入口において、汚染/非汚染区域間の出入り口は、全て非接触方式の自動ドアと想定して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書P13(ア)、P15 エkもあわせて参照ください。
34	本編		29	第2	4	(1)	カ	(ア)	a		管理諸室等	事務机を会計部門と調理部門に区分しとありますが、合計で6人分の机があれば良いでしょうか。会計部門は何名でしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：会計部門の職員数は未定ですが、現時点では2名と想定してください。
35	本編		33	第2	4	(1)	コ		d		外構	敷地の既存囲障やバックネットは必要に応じて撤去や改修を行っても宜しいでしょうか。	バックネット等は不要となるため、撤去してください。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料 番号	頁 第1	1	(1)	ア (ア)	a (a)	項目等	質問内容	回答	
36	本編		33	第2	4	(1)	シ	a	植栽計画	敷地南側上段部分にサクラが植樹されておりますが、撤去及び移植の想定についてご指示下さい。	事業予定地内の既存の樹木については、事業者の提案により撤去または移植することは可能です。
37	本編		33	第2	4	(1)	シ	a	植栽計画	敷地南側上段部分に香川大学農学部雨水採取施設がありますが、移設してもよろしいでしょうか。	町の所有ではないため、所有者と協議の上で、撤去することは可能です。
38	本編		33	第2	4	(1)	ス	d	駐車場	「配送車用駐車台数を3台以上確保」することですが、車庫を設けるかは事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。また、庇の下などを駐車スペースとすることは可能でしょうか。	前段：配送車用駐車場については、屋根付きの駐車場または車庫としてください。 後段：庇の下を駐車スペースとすることも可能です。
39	本編		34	第2	4	(2)			配送校の配膳室等の設計条件	配送校の設計において各学校の意向(人荷用エレベーターの配置や仮設建築物設置の可否等)を踏まえた設計が必要と考えております。事前にヒアリングを行っている場合はヒアリング結果をご提供いただけないでしょうか。ヒアリングを実施していない場合、設計時に変更が生じた場合のリスクについては貴町での負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の作成段階において、仮設の配膳室等の設置等が必要となることについては学校・栄養教諭も了解していますが、詳細については事業者の提案をもとに今後協議して詰めていく必要があります。その協議の過程で生じる変更については事業者の負担となります。
40	本編		34	第2	4	(2)			配送校の配膳室等の設計条件	撤去・改修・増築にあたって、関係機関協議(指導課・消防等)を実施している場合は議事録をご提供いただけないでしょうか。	現時点で関係機関協議は実施していません。
41	本編		34	第2	4	(2)	イ	b	配膳室(平井小、田中小、氷上小、白山小)	既存施設解体及び新設建物建設に伴い周辺樹木を伐採することは可能でしょうか。	樹木の伐採は可能ですが、詳細については、事業者の提案をもとに学校とも協議した上で決定します。
42	本編		35	第2	4	(2)	エ	a	エレベーター(平井小、田中小、氷上小、白山小)	小荷物昇降機を撤去せずに、閉鎖する計画として設計を行ってもよろしいでしょうか。	安全上問題が生じないのであれば、小荷物専用昇降機を残置することは可能とします。
43	本編		35	第2	4	(2)	エ	a	エレベーター(平井小、田中小、氷上小、白山小)	小荷物昇降機と同位置に人荷用エレベーターを計画した場合、建設時に小荷物昇降機の機能を停止してもよろしいでしょうか。	構いません。
44	本編		35	第2	4	(2)	エ	a	エレベーター(平井小、田中小、氷上小、白山小)	EV工事期間中の上下階の配膳運搬は、階段を利用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	平井・氷上小学校の改修工事及び田中・白山小学校の解体工事で既設建物内のアスベスト調査については、貴町で事前に行っていますか。行っていれば、事前提供をお願いします。	白山小学校においてアスベスト調査を実施しているので、資料を追加します。
46	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	改修する小学校はアスベストは調査済みであり、検出されていないと考えてよろしいでしょうか。	No.45参照。白山小学校の給食場では、外壁波型スレートにおいて、アスベスト(石綿種類:クリソタイル、アモサイト)が含まれています。
47	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	改修を行う4か所の小学校の建築意匠図、構造図、電気・機械設備図をいただけないでしょうか。	No.8参照。
48	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	配膳室新設の白山小学校、ランテールーム兼多目的教室新設の田中小学校のボーリングデータをいただけないでしょうか。	No.8参照。
49	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	改修工事を行う各学校の炊事場は春休み等の使用されていない時期に見学させていただけないでしょうか。	募集要項 質問・回答No.1参照。
50	本編		37	第3	1	(1)			業務の対象範囲	小荷物専用昇降機を人荷用エレベーターに改修することになっていますが、エレベーターシャフトが小さいのでホームエレベーターでもよろしいでしょうか。	コンテナや給食運搬用ワゴンに加えて配膳員が載る必要があり、ホームエレベーターでは狭いため、不可とします。
51	本編		38	第3	1	(2)			業務期間	工事期間中、既存校舎の一部(教室等)を搬入ヤードとして利用することは可能でしょうか。	空き教室がないため、不可とします。
52	本編		39	第3	2	(1)			着工前業務	事業予定地において、ネット・プレハブ冷蔵庫等が残置されています。着工前における撤去の有無についてご教示いただけないでしょうか。	事業予定地内にある残置物は、事前に撤去します。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
53	本編		39	第3	2	(1)	ア			b	近隣調査・準備調査等	『本町が実施した事前調査を参考にしつつ』とありますが、近隣住民等への影響を確認するため、事前調査結果をご提供いただけないでしょうか。	町が実施した事前調査の結果は、資料5 事業予定地地盤調査資料、資料21 地質調査報告書として公表しています。
54	本編		39	第3	2	(1)	ア			b	近隣調査・準備調査等	「工事完了後についても建物工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。」とありますが、確認方法については事業者提案に委ねられていると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。適切な方法を提案してください。
55	本編		47	第3	2	(2)	ウ			c	什器・備品等の設置業務	配送車の調達が、事業範囲となっていますが、配送車の維持管理は事業範囲外と読み取れます。事業者が使用者ではないので登録名義や車両保険等は、市側となるのではないかと思います。その場合、手続きが複雑になると思います。調達も事業範囲外の方がよいと思いますが、いかがでしょうか。	配送車の調達は事業者が実施し、町の名義としません。配送車の維持管理は業務範囲外です。
56	本編		47	第3	2	(2)	ウ			c	什器・備品等の設置業務	配送車は15年使用すると考えてよろしいでしょうか。また、法令点検等の維持管理は別途と考えてよろしいですか？	前段：お見込みのとおりです。配送車の更新が必要となった場合は町で調達します。 後段：お見込みのとおりです。
57	本編		47	第3	2	(2)	エ				食器・食缶等の調達業務	食缶について、必要クラス数以外に予備の調達ほどの程度必要でしょうか。	予備の食缶は必要数の1割を見込んで調達してください。そのうち一揃いを少人数用(20人未満)にしてください。
58	本編		47	第3	2	(2)	エ			a	食器・食缶等の調達業務	食缶には学校名、学級名を明示することとありますが、運営時にテプラ等で貼り付けられると想定しても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	本編		47	第3	2	(2)	エ			a	食器・食缶等の調達業務	食缶の学校名及び学級名を表示するとありますが、明示することは調理従事者が行う(別事業)という理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
60	本編		47	第3	2	(2)	エ			a	食器・食缶等の調達業務	和え物食缶、フルーツ食缶は保冷剤入りとなっておりますが、保冷剤が不要な高性能断熱食缶を採用することで、保冷剤や、保冷剤用冷凍庫を不要とすることは可能でしょうか。	各配送校の保管状況が異なることや、同一コンテナに温食缶と冷食缶を同時に積み込むことを想定しているため、保冷剤入りとしてください。
61	本編		47	第3	2	(2)	エ			a	食器・食缶等の調達業務	食器の調達は含まれないとの想定でしょうか。	食器の調達は本事業に含みます。
62	本編		47	第3	2	(2)	エ			b	食器・食缶等の調達業務	保温性密閉性のある食器とは、ランチジャーのような保温性容器の中にごはんやおかず容器を内包したものを指しているのでしょうか。具体的な想定があればご教授願います。	保温保冷性があり、食器洗浄機による洗浄と消毒保管庫での保管が可能な材質であり、かつ低学年の児童でも自分で汁物をこぼさずに開封できるものを提案してください。
63	本編		48	第3	2	(2)	オ			a	配送校の配膳室等の改修業務	『既存の給食室を配膳室への改修は、原則として一学期終了後(令和6年7月下旬)から着手し』とありますが、エレベーター新設工事の着手時期の指定はありますか。	給食場内にある小荷物専用昇降機を人荷用エレベーターに取り換える場合は、給食提供がない時期として一学期終了後(令和6年7月下旬)から着手する必要がありますが、人荷用エレベーターを給食場に設置しない場合は特に着手時期の指定はありません。
64	本編		48	第3	2	(2)	オ			d	配送校の配膳室等の改修業務	『氷上小については、学校職員・児童等の安全確保のため、工事車両の出入りは運動場側の北側の門扉を利用することとし』とありますが、他3校についても改修工事中の工事用動線・工事作業スペースが必要と考えます。現時点で工事に使用できる範囲及び時間などについて制限がありますか。また、運動場・校庭内スペースは協議の上利用できると考えて宜しいですか。	前段：現時点で工事に使用できる範囲、時間の制限はありませんので、学校活動に配慮したうえ、事業者にて提案してください。 後段：運動場、校庭内のスペースについても学校との協議の上で活用できますので、学校活動に配慮したうえ、事業者にて提案してください。
65	本編		52	第4	1	(1)					業務の対象範囲	日常清掃作業時に、使用・交換・補充を行う(ゴミ袋、トイレットペーパー、手洗い石鹸)、設置される機器(空調設備など)によりですが、交換を要するフィルターは事業費に含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。維持管理業務に際して必要と考えられる消耗品とは、例えば、清掃を行うに際して必要となる清掃用具やゴミ袋、トイレットペーパーや手洗い用石鹸液、空調設備のフィルター等を想定しています。
66	本編		54	第4	1	(7)	ウ				業務責任者	「必ずしも常勤とする必要はないが」とありますが、常勤させた場合、待機スペースはございますでしょうか。	業務責任者を常駐させる場合のスペースを設置することは構いませんので、事業者において提案してください。
67	本編		58	第4	5	(2)	(ウ)			a	特別清掃業務	給食エリア内の長期休暇期間中に実施することになっている清掃は運営会社が行うのではないのでしょうか。先に行われた要求水準書(案)の質問・回答の回答欄に「給食エリアの清掃については削除するように要求水準書を修正します。」と回答されているため。	給食エリアの清掃業務について、日常清掃業務は事業範囲外ですが、特別清掃業務は長期休暇期間中に実施するものであり維持管理企業が調理エリア内に入室できるため、特別清掃業務は事業者が実施してください。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
68	本編		59	第4	5	(2)		(ウ)	b		特別清掃業務	照明器具の清掃、吹出口及び吸込口の清掃、外壁・・・汚水管・マンホール等の清掃を、長期休暇期間中に行うこと。とありますが、どのエリアを指しているのでしょうか。	特別清掃業務は、事業予定地全体が対象となり、新学校給食センターにおいても給食エリア・一般エリアが対象となります。
69	本編		59	第4	5	(3)			a b		防虫・防鼠業務	対象エリアをお示しいただけますでしょうか。	事業予定地内が対象となります。
70	本編	-	57	第4	4	(3)					除草業務	敷地に隣接する森林の除草伐採作業について、年に数回実施していないと敷地内に侵入してくる可能性があります。町の負担で年に数回実施頂けるのでしょうか。	現時点では事業予定地外の樹木を町が除草・伐採する予定はありません。事業予定地内に進入し、配送車等の運行や給食の衛生管理等に支障がある場合は、事業者が適宜、除草・剪定してください。
71	本編	-	59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	一般エリアから排出される廃棄物及び給食エリアから排出される廃棄物について、町の収集車で収集されるとの事ですので、収集運搬費と処分費は町の負担と理解して良いのでしょうか。	廃棄物管理業務については、町の廃棄物収集車で運搬・処分できる廃棄物は、町の負担で実施します。ただし、町の廃棄物収集車で運搬・処分できない廃棄物がある場合については、事業者にて実施してください。
72	本編	-	59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	業務によって発生した全てのゴミを収集搬出及び処分することとありますが、調理業務(運営業務)は今回の整備事業の業務外となっている為、給食エリアから排出される廃棄物(給食残渣や廃油等)については、事業者の収集運搬処分の対象外と考えて良いのでしょうか。	廃棄物管理業務では、給食調理に係る廃棄物も含め、事業予定地内で発生した廃棄物で町が収集できないものはすべて本事業で処分してください。町が収集する廃棄物等は三木町ホームページをご参照ください。
73	本編	-	59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	給食残渣について、町が想定している年間排出量を教えてください。また、想定される排出量を大幅に超える場合、超えた量の処分費用の補填はして頂けるのでしょうか。	前段：給食の残渣の量は計量していないため不明です。 後段：No.71・No.72に記載のとおり、廃棄物は町で収集・処分しますので、廃棄物の発生量による事業者の費用負担はありません。
74	本編	-	59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	調理に使用する油について、週に何回程度入れ替えを想定していますか。	油は週に2回程度入れ替えることを想定しています。内容により、一度使用した油を別タンクに置き、新しい油を入れられることが望ましいと考えています。
75	本編	-	59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	給食エリアから排出される廃棄物について、廃棄物集積場所までの運搬については業務対象外と考えて良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	収集については、町のゴミ収集車が収集との事なので、日常的な収集コストは事業費として必要無いとの解釈でよろしいのでしょうか。	No.71参照。
77	本編		60	第4	7						修繕の業務範囲	大規模修繕の定義について、「設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう」とあるため、例えば、事業期間終了前に耐用年数を迎えて更新が必要となった建築設備や厨房機器の入れ替えは事業者の業務範囲外との認識でよろしいのでしょうか。	建築設備の入れ替えの程度によって判断します。一部の建築設備の修繕については業務範囲内ですが、大規模修繕の定義にあるような全面的な更新を伴う修繕については業務範囲外です。なお、大規模修繕の定義は、建築物を想定したものであり、厨房設備については大規模修繕の定義には含まれず、厨房設備の修繕はすべて業務範囲内です。
78	本編		61	第4	7						修繕業務	計画修繕及び経常修繕は、事業範囲。大規模修繕は、含まない。と記載されていますが、厨房機器の大規模修繕とは、何をさしますか。例、厨房機器、食器食缶等の更新は大規模修繕。洗浄機のコンベヤ交換等の1回に掛かる修繕が50万以上の場合は大規模修繕。内容により、積算コストが大きく変わりますので具体的にお示し下さい。	No.77参照。
※ 79												事業予定地内で駐車場等が不足する場合は、鹿庭コミュニティセンターの前の平屋の建物(屋根の一部が老朽化のため破損)を町と協議の上、解体して駐車場等として活用してもよろしいのでしょうか。	鹿庭コミュニティセンターの前の平屋の建物は老朽化しているため、庁内関係課と協議の上、事業者の費用負担により解体を提案することは可能です。
※ 80												災害時対応として、隣接する鹿庭コミュニティセンター大ホールが三木町指定緊急避難場所となっていることから、その機能の拡充等を含めて提案してよろしいのでしょうか。	実施にあたっては庁内関係課と協議を要しますが、事業者の費用負担により提案することは差し支えありません。
81		資料16									トレイ	トレイの枚数は町全体で400枚を見込む回答ありますが、1学校あたりの使用枚数は、400枚を提供学校数(小学校4校+中学校1校)で割った枚数(400÷5=80枚/校)でよろしいのでしょうか。	トレイ400枚の内訳は以下のとおりです。 ・各教室用3枚/クラス=180枚 ・バイキング給食最大人数児童+教職員=150枚 ・センター職員用50枚 ・予備20枚

要求水準書 質問回答

No	本編	資料 番号	頁 第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
82		資料16								特別給食	特別給食の有無でバイキング給食等となっておりますが、バイキング給食の他に提供を予定している特別食はありますでしょうか。	特別給食については、バイキング給食が中心ですが、部屋としては果物のカット、数読みやアレルギー調理室の延長として使用する予定です。
83		資料16								パン缶	揚げパン、バイキング給食のツナサンドは給食センターで揚げる、パンの切り目を入れて詰める作業を想定しています。[要求水準書(案) 質問・回答No9]とのことですが、センターからパンを配送する際の食缶は、ごはん缶などその日に使用していない食缶を使用するとの理解で宜しいでしょうか。	ごはん缶とフライパットを使います。
84		資料17								配送校の什器・備品及び厨房機器等リスト	「すべての配膳室に衛生管理基準に対応したトイレを設置する」とありますが、調理従事者トイレと同等の仕様をお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。
85		資料20								アレルギー食品	献立表の下部に「※アレルギー食品には記号を表示しています」と記載がありますが、記号とは食品名の左にある「★」との理解で宜しいでしょうか。違う場合には、御指示お願い致します。	★印は食品衛生法によるアレルギー表示義務および推奨品目の28品目についている印ですが、新たに追加した食品等については、今後確認をして印を追加していく予定です。ただし三木町でアレルギー対応調理をする予定の22品目とは異なりますので、ご注意ください。
86		資料20								アレルギー食品	アレルギー食品は最大4品目とのことですが、食品名の左にある「★」が4品目以上記載がある日もあるように見受けられます。資料20の献立との齟齬について御教授ください。 「献立②2021年10月13日、2021年10月29日／献立③2022年1月14日、2022年1月28日」など	★印のものがすべて三木町で行うアレルギー対応食品ではないため、三木町として取り組む食材の確認(要求水準書P8参照)をしてください。No85参照。

事業者選定基準 質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	項目等	質問内容	回答
1	本編		2	3	提案内容の協議	「優先交渉権者の決定後は、町と優先交渉権者で提案内容に関する協議を行い、その結果に基づき、町は予定価格を算定し、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合、仮契約の締結となる。」とありますが、優先交渉権者決定～仮契約締結までの短期間で、提案内容及びコストの協議・調整・変更を行うことは現実的に困難であると思われます。 優先交渉権の提案金額にて一旦仮契約を締結し、その後の設計段階で提案内容及びコストを協議・調整・変更していくのが現実的であると考えます。	ご意見として賜ります。
2		2	3	5	応募者独自の提案に関する事項	別紙2V(1)に設計、建設・工事監理維持管理業務以外の応募者独自のノウハウやアイデアとありますが、運営業務が範囲外であるため、運営時にノウハウアイデアを活かしたイベントなどが実施可能な設備整備・設計をするなどの認識でよろしいでしょうか？	運営業務は事業範囲外のため運営業務に係る提案を記載するのではなく、応募者が本事業を進める上で、要求水準書で規定する業務内容以外で独自のノウハウやアイデアがあれば提案してください。
3		2			応募者独自の提案に関する事項	”地元雇用、地元企業の参画等の地域経済への貢献”については、県内でなく町内への貢献が評価されると考えていますが、相違ないでしょうか。	加点項目審査の評価基準の詳細については非公表です。

様式集(資格審査) 質問回答

No	本文	様式番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1		資格審査提出書類及び作成要領	「ファイルの表紙には応募グループ名、事業名、書類名を表記のうえ1部提出すること」とありますが、応募グループ名は、応募者の任意で決めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	(15~16)	資格審査提出書類及び作成要領	納税証明書は、直近1か年分の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		1	(14~17)	資格審査提出書類及び作成要領	登記簿謄本、納税証明は原本が必要でしょうか。写しでも良いでしょうか？	原本を提出してください。
4	○		1	(14~17)	資格審査提出書類及び作成要領	証明書は申請日より3か月前以内に発行されたものが必要でしょうか。令和4年発行であれば良いでしょうか？	参加表明書、資格審査書類の受付締切日から3か月以内に発行されたものとしてください。
5		1-1			公募型ポータル参加表明書	「応募者が業務に当たらない場合には、当該業務を実施する協力企業を明記」とありますが、ここでいう協力企業とはSPCから直接業務を請負い、SPCへの出資を行わない者との認識でよろしいでしょうか。尚、協力企業の定義がSPCから直接業務を請負わない者(下請)であった場合、参加表明時点で全ての協力企業を確定することは困難であり、参加表明書に明記することは難しいと考えます。	募集要項の質問回答No.6、7参照。協力企業とは、代表企業、構成企業が業務に当たらない場合に当該業務を実施させる企業であり、業務とは、要求水準書P2~3に記載の各業務を指します。そのため、例えば、鉄筋工事や内装工事など一部の専門工事を行う企業とは異なります。
6		1-3	1		設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	本事業における担当内容はどのように記載すればよろしいでしょうか。	要求水準書P2(2)事業の対象範囲のうち、実施する業務内容を記載してください。
7		1-3	2		設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。	可能です。
8		1-3 1-4 1-5	2		設計業務・建設業務・工事監理業務を行う者の参加要件に関する書類	当該実績を証する書類として、施工証明書の記載がありますが、この施工証明書は、どのような書類の提出すればよろしいですか。	施工証明書は、工事等を行った地方公共団体に問い合わせの上、交付を受けてください。
9		1-4	2		建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	当該実績を証する書類において、「施工証明書」の代わりにコリンズ工事カルテを代用することは可能でしょうか。	可能です。
10		1-5	1		工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	本事業における担当内容はどのように記載すればよろしいでしょうか。	要求水準書P2(2)事業の対象範囲のうち、実施する業務内容を記載してください。
11		1-5	2		工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。	可能です。
12		1-8			構成企業と協力企業	委任状は、(構成企業→代表企業)しかなく、表中にも協力企業の記載がありませんが、募集要項等の資料では「協力企業」の文言が頻出します。協力企業の定義をしていただくか、代表企業と構成企業の区分のみとするかをお示し頂けないでしょうか。	募集要項P5に記載のとおり、応募グループは、代表企業と構成企業により構成されますので、委任状は様式1-8と様式1-9の2種類としています。募集要項の質問回答No.6、7及び様式集(資格審査) 質問回答No.5参照。

様式集(提案審査) 質問回答

No	本文	様式番号	1	1-1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1-1	(1)	①	記載内容全般	字のサイズ(ポイント数)が10.5ポイント以上と指定されていますが、「提案書分類6.計画図等提案書類(新学校給食センター)」、「提案書分類7.計画図等提案書類(配送校の配膳室等の改修)」内に記載するコメント等は、イラストや図表内の文字と同様の扱いとして、(読める範囲で)10.5ポイント以下の大きさとってもよいと解釈してもよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	1-1	(1)	①	記載内容全般	字のポイントは10.5ポイント以上とすると制限がありますが、図表番号や注釈はこの限りでないと理解してよいでしょうか。	No.1参照。
3	○		1	1-1	(1)	①	記載内容全般	字のフォントおよび色には制限がないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		1	1-2	(2)		提出部数等	表紙、提出書類(正本・副本共)に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載してはならないという理解で相違ないでしょうか。	正本については応募グループ名は記載してください。副本については、応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出後に与える受付番号を記載してください。
5	○		1	1-2	(2)		提出部数等	提案書ファイル(正本)の表紙に記載する応募グループ名は、応募者の任意で決めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		1	1-2	(2)		提出部数等	副本について、「表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出後に与える受付番号を表記すること」とありますが、提案書の作成作業が煩雑になることを防ぐため、正本も同様にできないでしょうか。例えば、正本には企業名対応表を添付し、提案書の内容は副本と同様とすることをお認めいただければと存じます(正本ファイルの表紙には応募グループ名を記載します)。	正本も副本と同様として企業名対応表を添付することでも構いません。
7	○		1	1-2	(2)		提出部数等	副本について、「表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出後に与える受付番号を表記すること」とありますが、受付番号はファイルの表紙及び各様式の右上にある応募グループ名の部分に記載すればよろしいでしょうか。また、提案書の文章中で企業名を記載する必要がある場合、企業名の伏せ方は応募者の任意でよろしいでしょうか(設計企業A、建設企業B…等)。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
8	○		1	1-2	(2)		提出部数等	「提案書(1.~5.)」と「提案書(8.~10.)」は、一つのA4ファイルにまとめて提出するとの認識でよろしいでしょうか。その場合、「提案書(1.~5.)」と「提案書(8.~10.)」がA4ファイルで正副11冊、「提案書(6.7.)」がA3ファイルで正副11冊、合計22冊のファイルを提出するということでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
9	○		1	1-2	(2)		提出部数等	「提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(K-1)を添付すること」とありますが、正しくは基礎審査項目チェックシート(L-1)でしょうか。	ご指摘のとおり、正しくは基礎審査項目チェックシート(L-1)です。
10	○		1	1-2	(2)		提出部数等	「各項目にインデックスを付けること」とありますが、「1.事業計画全般に関する事項」、「2.設計業務に関する事項」といった業務分類でインデックスを付ければよろしいでしょうか。仮に、「B-1、B-2、B-3…」といった様式Noでインデックスを付けると膨大な数となってしまいますので、そうでないことを確認させていただければと存じます。	お見込みのとおりです。「1.事業計画全般に関する事項」、「2.設計業務に関する事項」の分類でインデックスを付けてください。
11	○		1	1-2	(2)		提出部数等	提出はファイルのみで、CD-R等のデータ提出は不要という認識で相違ないでしょうか。	提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出するよう、修正します。
12	○		1	1-2	(2)		提出部数等	※7においてCDの提出が求められていますが、CDに格納するデータは本様式のみという理解でよろしいでしょうか。また、CDの部数をご教示ください。	No.11参照。
13	○		1	1-2	(2)		提出部数等	融資確約書を取得した金融機関名や関心表明書を取得した企業名については記載が認められると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(提案審査) 質問回答

No	本文	様式番号	1	1-1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
14	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(F-1)	「本事業の趣旨に沿った内容で、設計、建設・工事監理、維持管理業務以外の応募者独自のノウハウやアイデアについての提案」を明記されておりますが、運営業務に関する施設整備のアイデア等を記載すればよろしいでしょうか。	運営業務は事業範囲外のため運営業務に係る提案を記載するのではなく、応募者が本事業を進める上で、要求水準書で規定する業務内容以外で独自のノウハウやアイデアがあれば提案してください。
15	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(G-7,H-7)	新学校給食センター及び配送校の計画図面等提案書類について、「イメージスケッチ(外観及び内観)」を提出することになっていますが、これはスケッチパースに限らず、CGパースでの提出も可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(G-7,H-7)	イメージスケッチ(外観及び内観)について、枚数制限がありますがカット数は制限がないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(G-7)	新学校給食センターのイメージスケッチは、A3サイズで外観1枚、内観1枚作成する理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(G-7)	制限枚数が2枚となっておりますので、外観1枚・内観1枚の認識でよろしいでしょうか。その場合、外観は鳥瞰レベルとアイレベルどちらなのか、内観は施設のどの辺りを描くのか等、ご指定はございますでしょうか。	前段:No.17参照。 後段:外観は施設の全体像が分かるように作成してください。内観は指定はありません。
19	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(H-7)	配送校の配膳室等の改修にかかるイメージスケッチは、各校A3サイズ1枚に外観と内観を記載するとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(J-1)	配送車両の調達費用は、どの項目に計上すべきかご教示願います。	配送車の調達費用は、様式J-1 初期投資費見積書の「8 その他の初期投資費用」に記載してください。
21	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(J-2)	配送車両の維持管理業務が含まれる場合は、どの項目に計上すべきかご教示願います。	配送業務は含まれていないため、配送車の維持管理費の記載は不要です。
22	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(K-1)	「様式K-1事業スケジュール表」については、様式フォーマットの指定はなく、自由書式で作成するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成	融資確約書や関心表明書等の提案書に付随する資料の提出は認められると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	○		2				提案審査に関する書類における記載内容の留意点	「各書類の表紙の左上に通し番号(正本分は1/11、副本分は2/11～11/11)を記載すること」とありますが、ここでいう表紙とは、どの表紙を指すのでしょうか。	提案書を綴じるファイルを指します。
25		A-2					応募グループ、協力企業の構成表	構成企業と協力企業の定義をご教示ください。	募集要項の質問回答No.6、7及び様式集(資格審査)質問回答No.5参照。
26		A-3					価格提案書	本様式では税別金額の提示のみが求められておりますが、事業者選定基準で示された価格評価点の算定は、税別入札金額により行われ、税込金額の比較は行われないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27		A-4別表					別表①～別表⑤	提案書の提出時にデータ提出を求められる場合、本様式については是非エクセルデータでの提示をお認め頂きたいです。ワードデータのままでと計算式の入力ができずミスが起こり易いことに加え、貴町の確認作業もエクセルデータのほうが簡便になるなど、双方にとってメリットがあると考えます。	提案書のデータ提出に際して、様式A-4別表①～別表⑤は、エクセルでの提出も可とします。

様式集(提案審査) 質問回答

No	本文	様式番号	1	1-1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
28		I-1	1				資金調達計画書	出資者分類欄に代表企業・構成企業・協力企業の記載がありますが、定義をご教示頂けますでしょうか。	募集要項の質問回答No.6、7及び様式集(資格審査)質問回答No.5参照。
29		I-1	2		(2)		割賦金利の概説	本様式の割賦金利の概説欄に記載すべきことが分かりかねます。想定している記載内容をご教示頂けますでしょうか。	割賦金利の妥当性を示す根拠・考え方などを記載してください。
30		I-2					資金収支計画表(損益計算書)	費用の想定として例示されている項目を適宜修正することに問題はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31		I-2					資金収支計画表(損益計算書)	売上の項目として例示されている割賦手数料は、企業会計では営業外収益として計上すべきと考えておりますが、営業外収益欄に記載してよろしいでしょうか。	構いません。割賦手数料は、新学校給食センターと配送校の配膳室等の改修費分に分けて記載してください。
32		I-2					資金収支計画表(損益計算書)	損益計算書のうち、「割賦原価」とありますが、2021年度の期首より「収益認識に関する会計基準」が強制適用されることとなり、割賦基準が廃止されていますので、新収益認識基準にて損益計算書を作成するという認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
33		I-2					資金収支計画表(資金収支計画)	本表はいわゆるキャッシュフロー計算書と理解致しましたが、資金需要＝キャッシュアウトフロー、資金調達＝キャッシュインフローとした上で、項目を修正してよろしいでしょうか。	項目は適宜修正して構いません。
34		I-2					資金収支計画表(資金収支計画)	「様式J-1初期投資費見積書」でも項目の適宜追加及び削除が認められており、作成の便宜上の観点からも、項目の追加及び削除を本様式でもお認めいただくようお願い致します。	項目は適宜追加・削除して構いません。
35		I-2					資金収支計画表(資金収支計画)	※2において、消費税を考慮せずに記載することと注意書きがありますが、資金収支計画はいわゆるキャッシュフロー計算書と理解致しましたので、税込金額を記載したいと存じますがよろしいでしょうか。	税抜で作成してください。
36		I-2					資金収支計画表(資金収支計画)	資金収支計画(キャッシュフロー)について、税込表示で作成することをお認めいただくようお願い致します。	税抜で作成してください。
37		I-2					資金収支計画表(資金収支計画)	資金収支計画(キャッシュフロー)について、応募者の任意で、作成方法(直接法と間接法)を選択することをお認めいただくようお願い致します。	事業者の提案により、直接法、間接法のどちらで作成しても構いません。
38		J-2 J-3					維持管理費見積書	「様式J-1初期投資費見積書」でも項目の適宜追加及び削除が認められており、作成の便宜上の観点からも、項目の追加及び削除を本様式でもお認めいただくようお願い致します。	維持管理費については、建築物保守管理業務、建築設備・厨房機器等保守管理業務などの維持管理の業務ごとの費用、その他の費用については、SPC運営費、保険料、監査費用が分かるようにし、それ以外の内訳については適宜変更しても構いません。

基本協定書(案) 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1			1	3	2		事業予定者への出資	「代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない」とありますが、協力企業は事業予定者に出資しない者との認識でよろしかったでしょうか。	協力企業は事業予定者への出資の有無は任意で構いません。
2			3	6	6		事業契約等	違約金10%の計算対象となるのは、事業契約書(案)別紙4に規定されている【「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額】とあるため、【確認申請等の手続に要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用】は、違約金の計算対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3			3	6	6		事業契約等	優先交渉権者決定～基本協定締結までの期間においては、違約金は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。町は、優先交渉権者との基本協定書を締結できない場合には、次点交渉権者との交渉を行います。
4			3	6	8		事業契約等	賠償金の支払が遅れた場合の遅延利息について、【6項に規定される違約金額(7項に規定される超過分がある場合はその分も加え)】に対して、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定された遅延利息率」を乗じた金額を遅延利息として支払うということでしょうか。	お見込みのとおりです。
5			3	7			出資者保証書	「事業契約の締結の日において、出資者保証書(別記様式第1号)を町に提出する」とありますが、仮契約締結の日付で出資者保証書を提出することは可能でしょうか。	出資者保証書は、仮契約の締結日でも構いません。
6			4	12	1		違約金	違約金10%の計算対象となるのは、事業契約書(案)別紙4に規定されている【「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額】とあるため、【確認申請等の手続に要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用】は、違約金の計算対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7			4	12	3		遅延利息	賠償金の支払が遅れた場合の遅延利息について、【1項に規定される違約金額(2項に規定される超過分がある場合はその分も加え)】に対して、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定された遅延利息率」を乗じた金額を遅延利息として支払うということでしょうか。	お見込みのとおりです。